【令和７年８月から】

介護保険負担限度額認定の申請のしかた

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する人の食費・居住費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者（非課税世帯）の人については、軽減措置が設けられています。

ただし、以下の要件に該当する場合には負担軽減の対象外となります。

⑴　認定を受ける本人もしくは同一世帯内のどなたかに市民税が課税されている。

⑵　認定を受ける人の配偶者に市民税が課税されている（世帯が同じかどうかは問いません）。

⑶　預貯金等の金額を確認し、一定額を超える（認定を受ける本人の収入状況によって金額は異なります。詳細は下表のとおり。）

本人の収入状況	預貯金等の基準金額
生活保護受給者/ 市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円以下（夫婦 2,000 万円以下）
年金収入等 80 万９千円以下の人	単身 650 万円以下（夫婦 1,650 万円以下）
年金収入等 80 万９千円超 120 万円以下の人	単身 550 万円以下（夫婦 1,550 万円以下）
年金収入等 120 万円超の人	単身 500 万円以下（夫婦 1,500 万円以下）

申請の手順

1 市役所長寿課（介護保険係）に申請をします。

〈必要な書類〉

介護保険負担限度額認定申請書（裏面「同意書」もご記入ください）、添付資料

※添付資料の詳細については、裏面をご覧ください。

- 「承認」の場合は、申請した日（郵送の場合は、市役所に申請書が届いた日）の属する月の１日に遡って適用となります。
- 配偶者が他市町村に居住している場合、当該配偶者の課税状況の確認を行うため、決定にお時間を要する場合があります。
  預貯金等の金額確認のため、裏面の表のとおり添付資料を提出してください。

2 市から「介護保険負担限度額認定決定通知書」が届きます。

「承認」の場合は、「介護保険負担限度額認定証」が同封されておりますので、入所されている介護保険施設、もしくは利用されているショートステイの窓口に被保険者証と併せて提出してください。

「不承認」の場合は、負担軽減を受けることができません。

（裏面に続く）

＜特例減額措置＞

市民税課税世帯の場合及び非課税世帯であっても世帯外の配偶者に市民税が課税されている場合は負担軽減の対象外となりますが、次の要件全てに該当する場合は、市に申請することで、第３段階の負担軽減を受けることができますのでご相談ください。

・２人以上の世帯の人（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします。以下同じ。）

・サービスを受けた日の属する年の前年の世帯の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が８０万９千円以下

・世帯の現金、預貯金等の額が合計４５０万円以下　等

添付資料について

預貯金等の金額確認のため、下表のとおり添付資料の提出が必要となります。

〈預貯金等に含まれるもの及び確認方法〉

預貯金等に含まれるもの （資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）	確認方法 （価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

（注）負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します（借用証書などで確認）。

預貯金等に含まれないものは、生命保険、自動車、時価評価額の把握が難しい貴金属（腕時計・宝石など）、絵画、骨董品、家財などです。

Q&A

Q１　通帳等の写しはどの範囲まで必要ですか？

A１　通帳等の写しについては、①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、②最終の残高が分かる部分の写しが必要です。また、申請日の直近から原則として２か月前までの期間を含む明細を添付してください。

Q２　夫婦以外にも世帯員がいる場合、預貯金等はどの範囲まで勘案されますか？

A２　夫婦以外の世帯員は勘案されません。夫婦２人の通帳等の写しを添付してください。

連絡先

長久手市役所福祉部長寿課　介護保険係

電話(0561)56-0613　FAX(0561)63-2940